

2016年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第17号](#) チーム学校運営の推進等に関する法律の早期制定を求める意見書
- [意見書（案）第18号](#) 給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 同一労働同一賃金の実現を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 難病対策の充実に関する意見書
- [意見書（案）第21号](#) TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 地方自治を尊重して、沖縄県との真摯な協議を継続することを求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 駅のホームドア、ホーム柵設置や適切な駅員配置などの安全対策を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 核兵器禁止条約締結に向け、日本政府が積極的な役割を果たすよう求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 駅ホームの安全対策の促進と強化を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 核兵器廃絶に向けた国際交渉を着実に進めることを求める意見書

チーム学校運営の推進等に関する法律の早期制定を求める意見書

【公明提案】

グローバル化や生産年齢人口の減少などにより社会や経済が急速な変化を遂げ、学校現場が抱える課題も複雑・多様化する中、貧困問題や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、これら課題解決のためには、教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく次世代の学校である「チーム学校」の実現が必要である。

よって、国及び政府においては、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑・困難化する課題に対応できる「チーム学校」の実現に向け、下記の項目に取り組むよう強く要望する。

記

1. 「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校運営の推進等に関する法律を早期に成立させるとともに、教職員体制の整備充実を図ること。
2. 教員が本来担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を継続的に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
3. 部活動については、教員の負担軽減を図りつつ、その指導を充実させるため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部に所属する大学生等、地域の幅広い協力を得るなど、その環境整備を進めること。
4. 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりのため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国公立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となつて、利用者は平成 28 年度には大学生らの約 4 割に当たる 132 万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

これに対して、諸外国では給付型奨学金などを設けて若者を支援している国が多く、現在 OECD に加盟する 34 カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

そのような中、政府は平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだところであるが、その早急な創設も含め、経済的困難を抱える若者への支援の充実が望まれるところである。

よって、国及び政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成 29 年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

同一労働同一賃金の実現を求める意見書（案）

【公明提案】

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人ひとりの活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題である。現在、非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者の時間当たりの賃金は正規雇用労働者の6割程度と、現状では正規と非正規の間で大きな開きがある。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国においては、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく正規・非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保がますます重要になっている。

今この時、非正規雇用労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正規雇用への転換を視野に入れたワーク・ライフ・バランスに資する多様な雇用形態のモデルケースなどの普及も含め、同一労働同一賃金の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではない。

以上のことから、国及び政府においては、日本の雇用制度に既にビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意しつつ、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる同一労働同一賃金の一日も早い実現のために下記の事項について躊躇なく取り組むことを求める。

記

1. 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、それらに関する司法判断の根拠規定を整備すること。
2. 不合理な待遇差の是正及び待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。
3. 経営環境の厳しい中小企業に対して、非正規雇用労働者の昇給制度の導入や処遇改善等に取り組みやすくするための様々な支援のあり方について十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

難病対策の充実に関する意見書（案）

【公明提案】

平成 26 年 5 月に難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、平成 27 年 1 月から施行され、医療費助成の対象はこれまでの 56 疾患から第 1 次実施分で 110 疾患へ、7 月からの第 2 次実施分を加えると 306 疾患へと指定が広がり、対象患者も従来の 78 万人から約 150 万人へと倍増した。平成 28 年 5 月には第 3 次選定候補の 222 疾患が明らかにされ、今秋までに選定が進められる。昭和 47 年の難病対策要綱の策定から 42 年のときを経て法制化された意義は非常に大きいものであり、新制度に基づくさらなる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症、筋痛性脳脊髄炎、軽度外傷性脳損傷、化学物質過敏症、1 型糖尿病など、患者数が全人口の 0.1% 程度の疾病や診断基準が明確でない疾病等は医療費助成の対象とされておらず、障がい者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」におかれた難病・疾病の支援措置はいまだ不十分な現状である。

よって、国及び政府においては、難病対策のさらなる充実を図るため、次の項目について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 指定難病の第 3 次実施分選定においては、より多くの難病が指定されるよう努めるとともに、患者数や診断基準等による要件の緩和も検討すること。あわせて、国の研究対象となる疾病についても、これを大幅に拡大すること。
2. 難病・疾病患者がいわゆるドクターショッピングをすることなく、スムーズに適切な医療を受けられるよう、医療現場への周知徹底を図ること。あわせて、救急・夜間病院の迅速な受け入れ体制の構築、難病・疾病女性の妊娠から出産、産後ケアの充実にも取り組むこと。
3. 難病・疾病に対する社会的認知度を高め、理解の促進を図る施策を推進すること。
4. 難病・疾病患者への就労支援については、難病患者就職サポーターの配置拡充、症状の特性を踏まえたきめ細やかな対応など、その充実強化を図ること。
5. 地方自治体が取り組む難病対策に対しては、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

TPP協定は、2016年2月4日に調印し12カ国の批准作業に移行したが、現在、国内手続きが完了している国は一つもない。

政府が2015年の通常国会に示した交渉過程に関する資料はタイトルと日付以外は黒塗りとされ、国民への説明や情報公開にはほど遠いものであった。

協定内容にも大きな問題があり、農業分野では、2013年の国会決議では農産物重要5品目は関税撤廃を認めず、除外または再協議するとしているが、今回のTPP協定では重要5品目のうち3割の品目で関税が撤廃され、コメでは関税ゼロの特別輸入枠まで新設されるなど、明らかに国会決議にも違反していると言わざるを得ない。

さらに政府が「守った」としている重要5品目の例外についても、発効7年後には米国など5カ国と関税撤廃に向けた協議を約束させられているなど全農産物の関税撤廃を迫られるおそれが強まっており、このような状況では地域農業はいずれ立ちゆかなくなる。

また、農業以外にも医療、労働、政府調達、競争力・ビジネスの円滑化など多岐の分野にわたり、国や地域、さらには国民生活に関わる重大な問題点がある。

TPP交渉と並行して行われてきた日米二国間協議では、米国からの規制緩和要求を担当省庁が窓口になり規制改革会議に諮るといふ、主権放棄に等しいことにまで踏み込んでいる。

一方、TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しない。

しかし、今行われている米国大統領選挙の候補者のうち、TPP「大筋合意」支持は少数派であり、米国の批准は早くても11月の大統領及び連邦議会議員選挙後と見られることから、日本が先んじて批准すべき理由はない。

よって、国及び政府においては、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治を尊重して、沖縄県との真摯な協議を継続することを求める意見書（案）

【共産党提案】

元米海兵隊員による女性暴行殺人事件を契機に、沖縄の民意が辺野古の新基地建設反対にとどまらず、米海兵隊の撤退にまで高まっていることを2016年の参議院議員選挙の圧倒的な勝利は示した。

ところが、政府は、参議院議員選挙直後の7月22日、沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設問題で、翁長雄志県知事が埋め立て承認取り消し撤回の指示に従わないのは違法だとして、新たな訴訟を福岡高裁那覇支部に起こしたばかりではなく、同日、東村高江の米軍ヘリパッド（着陸帯）建設に非暴力の行動で抗議する住民に対して東京、神奈川、千葉、愛知、大阪、福岡など各警察から派遣された機動隊が暴力で排除し、多くの負傷者を出している。

また、高江集落を取り囲むように同訓練場内6カ所に建設が予定され、既に2カ所が完成し、その結果、垂直離着陸機オスプレイなど米軍機が住宅地を低空飛行し、子どもたちが体調を崩し、翌朝登校できなくなる事態も起きている。

政府が翁長知事の辺野古沖埋め立て承認取り消しを知事に代わって撤回するため起こした代執行訴訟の和解勧告文では、「沖縄対日本政府という対立の構図」は地方自治法の本質にも反する状況だと断定し、両者が円満解決に向けた協議を行うことが和解条項に盛り込まれている。

既に基地問題をめぐっては、仲井真弘多前知事が建設推進へと立場を転換させて以来、名護市長選挙、県知事選挙、衆議院議員総選挙の全ての沖縄小選挙区、2016年の県議会議員選挙と、沖縄県民は選挙で「新基地ノー」「オスプレイ反対」の明確な意思を幾度となく示してきた。

これほどの沖縄県民の民意に対し、強硬なやり方で新基地建設を進めることは民主主義国家のあるべき姿からはほど遠いものである。

よって、国及び政府においては、地方自治を尊重し、真摯に沖縄県と協議を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

駅のホームドア、ホーム柵設置や適切な駅員配置などの安全対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

平成 28 年 8 月 15 日、盲導犬を連れた視覚障がいのある男性が東京都内の地下鉄駅ホームから転落し電車にはねられて死亡する事故が発生したことから視覚障がい者をはじめ国民に衝撃と不安が広がっている。

東京視覚障害者協会の調べでは、1994 年 12 月から 2015 年 4 月までで視覚障がい者がホームから転落し重傷もしくは死亡した事故は 54 件に上り、日本盲人会連合のアンケート調査（2011 年、有効回答 252 人）では、約 4 割の視覚障がい者がホームからの転落経験があり、約 6 割が転落しそうになったとの結果が出ている。

視覚障がい者にとって駅ホームは欄干のない橋に例えられるほど危険な場所であるにもかかわらず、安全対策の遅れによって痛ましい事故が繰り返される事態は深刻であり、再発防止策の整備は待ったなしである。

現在、多くの駅では、視覚障がい者の転落を防止するためにホーム縁端警告ブロック（点字ブロック）が敷設されているが、これは転落防止策としては万全なものとはいえない。特に、混雑時には、他の乗客や荷物が警告ブロックの上に乗っていることが多く、避けようとした視覚障がい者がホームから転落してしまうといった危険性が指摘されている。

駅ホームからの転落防止策として最も有効であるのは、ホームドアやホーム柵の設置である。電車の到着時にのみ開くホームドアやホーム柵があれば、視覚障害者を含む全ての利用者の転落を防ぐことができる。日本盲人連合会の調査でも多くの視覚障がい者がホームドアやホーム柵の設置を求めており、また、国土交通省の検討会も「視覚障がい者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く」と整備促進の重要性を説く報告書（2011 年）をまとめ、その必要性を認めている。

しかし、ホームからの転落件数は全体で 2009 年の 2,442 件から 2014 年には 3,673 件と増加しているにもかかわらず、全国に約 9,500 ある駅のうちホームドア設置駅はわずか 665 駅であり、滋賀県内の在来線にはホームドア等の転落防止装置が設置されている駅は 1 つもない。

また、駅のバリアフリー化が進む一方で、駅の無人化や職員の配置数縮小などが行われていることは重大な問題である。適切な人員配置は、バリアフリーの基礎的土台である。事故防止のためにもハードとソフト両面の拡充が不可欠であり、駅の無人化や職員配置数の縮小はすべきではない。

よって、国及び政府においては、自治体や事業者任せにせず、誰もが命の危険にさらされることなく公共交通機関を安心して利用できるよう、ホームドア、ホーム柵の設置や適切な職員配置などの安全対策を早期に行うよう法整備等を推進することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

核兵器禁止条約締結に向け、日本政府が積極的な役割を果たすよう求める意見書（案）

【共産党提案】

アジア・太平洋戦争末期の1945年8月、米国軍は広島（6日）と長崎（9日）に原子爆弾を投下、まちを壊滅させ数十万人を殺傷した。それから71年を経て被爆者の平均年齢が80歳を超えている現在、被爆国日本の政治が被爆者の訴えにどのように向き合うのかが問われている。

2016年5月、現役の米国大統領として初めて広島を訪問したオバマ大統領は平和記念公園での演説で、「核を保有する国々は、勇気を持って恐怖の論理から逃れ、核兵器なき世界を追求しなければならない」と述べた。核保有国は核兵器で他国を脅す「核抑止力論」を放棄し、核兵器全面禁止・廃絶のための具体的な行動に足を踏み出すべきである。

2015年の核不拡散条約（NPT）再検討会議では、条約に加わる8割以上の国が核兵器は非人道的として全面廃絶を訴える共同声明を発表した。2016年も国連総会が設置したジュネーブでの作業部会で、核兵器禁止条約が本格的に議論されるという前進も生まれている。

そして、この核軍縮に関する国連作業部会は2016年8月、非保有国グループが熱心に提唱し、核兵器禁止条約について2017年に交渉開始するよう国連総会に勧告する報告書を採択した。報告書は、国連加盟国193カ国の半数を超える約100カ国が支持と記している。一方で、日本や韓国など米国の「核の傘」の下にある国々など24カ国が勧告に同意しなかったと明記した。

この勧告を受け、2016年秋の国連総会から核兵器禁止条約の議論が本格化する見通しである。もし禁止条約制定が実現すれば、核兵器廃絶に向けた大きな一歩となる。

しかし、日本政府は唯一の被爆国であるにも関わらず、核保有国の代弁者ともいえるべき態度をとり続けており、被爆者の思いにも背くものである。

よって、国及び政府においては、今こそ核兵器の非人道性を語り、世界中から核兵器を一掃するその先頭に立ち、核兵器禁止条約締結に向けて、下記の通り積極的な役割を果たすことを強く求めるものである。

記

1. 核兵器禁止条約締結に向けて唯一の被爆国政府にふさわしい積極的な国際交渉に臨むこと。
2. 核兵器禁止条約締結に向けて国際的交渉を始めるよう求める決議に棄権する態度をあらため、条約締結に賛成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

駅ホームの安全対策の促進と強化を求める意見書（案）

【湖誠、公明提案】

駅ホームからの転落件数は平成 26 年度で 3,673 件と、平成 21 年度の 2,442 件に比べると約 1.5 倍に増加している。このうち、「ホームから転落して電車と接触」と「ホーム上で電車と接触」を含めたホームでの電車との接触による人身傷害事故は平成 26 年度は 227 件で、平成 21 年度の 193 件から依然として増加傾向である。

これらのことから国土交通省は、ホームドアの設置や内方線付き点状ブロックの設置などを鉄道事業者に要請し対策が進められているところである。しかし、平成 28 年 8 月 15 日には、東京メトロ銀座線の駅で盲導犬を連れた目の不自由な男性がホームから転落して列車と接触し死亡するという事故が発生した。

この事故を受け、日本盲人会連合と東京都盲人福祉協会は視覚障害者を対象に東京都内の駅ホームの実態調査を行った。その結果によると、57 人の回答者のうち 22 人が危険な体験として「ホームから転落した」ことや、危険と思われる駅ホームについては「電車とホームの間隔が広い」「階段横の通路が狭く、行き交う人も多く、かつホーム柵もない」などの回答があったと報告されている。

また、平成 26 年度の視覚障害者がホームから転落する事故は 80 件と、この数年高止まりしており、このような転落事故を防止するため、ホームの安全対策施設の整備が視覚障害者団体から求められている。

9 月 16 日、日本盲人会連合の竹下義樹会長は、国土交通大臣に鉄道駅の安全に関する要望を行い、ホームドアの設置は全国民にとってプラスになるとした上で、①全ての駅ホームの危険箇所の実態調査、②現在計画中の駅だけでなく、特に転落の危険性の高い駅への速やかなホームドアの設置、③全駅への安全監視員の配置を求めた。

加えて、竹下氏は、ホームドアの設置には時間を要することも考慮し、まずは全ての駅への内方線付き点状ブロックの設置をすべきとも述べられていることから、早急な安全対策が必要である。

よって、国及び政府においては、駅ホームでの電車との接触による事故の未然防止に向け、ホームドア・ホーム柵の設置、内方線付き点状ブロックの整備、ホーム通路狭小箇所の安全対策などに加え、周囲から障害者への声かけなど、ハードとソフト両面から安全対策の促進と強化を図るため、鉄道事業者に対する財政援助や技術支援を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

核兵器廃絶に向けた国際交渉を着実に進めることを求める意見書（案）

【公明提案】

戦争を二度と繰り返さないとの強い決意で71年前の夏、平和国家として再出発した我が国の願いは、日本国憲法の恒久平和主義に明らかである。この日本国憲法のもと、我が国は戦後、自由と人権を重んじ、民主主義を育て、平和主義と国際協調主義に徹する道を歩んできた。

平成28年4月に広島市で開かれた先進7カ国（G7）外務大臣会合では、核兵器のない世界に向けた環境を醸成するとの核廃絶への決意を示した「広島宣言」が採択され、核保有国である米英仏の現職外務大臣が、初めて広島市の平和記念公園をそろって訪れ、原爆死没者慰霊碑に献花した。

さらに5月には、現職大統領として初となるオバマ米大統領の被爆地・広島訪問が実現し被爆者の代表と直接懇談するとともに、核兵器のない世界を日本とともに目指し、世界に訴えかけていくという強い決意を表明した。このように本年は、核兵器廃絶に向けて歴史的な一歩となる重要な年となった。

唯一の被爆国である日本は、こうした核兵器廃絶の潮流をより一層確かなものとするため、引き続き核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶に向けてリーダーシップを発揮していく責務がある。

よって、国及び政府においては、今後も核保有国と非核保有国との橋渡し役を務め、包括的核実験禁止条約（CTBT）発効の早期実現をはじめ唯一の被爆国として、核兵器禁止条約締結に向けて、国際交渉を着実に進めることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。